

都城市中山間地域等出店支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、中山間地域等の産業の振興及び人口の増加を図るため、当該地域に所在する空き店舗、低未利用地等の遊休不動産を活用しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域等 都城市中山間地域等振興計画（令和5年4月策定）で定めた志和池、庄内、西岳、中郷、山之口、高城、山田及び高崎地区をいう。
- (2) 空き店舗 中山間地域等に所在する入居者がいない又は利用される予定がない、商品の売買やサービスの提供などを行うための店舗をいう。
- (3) 空き家 中山間地域等に所在する居住者がいない居住用の建物をいう。
- (4) 空き店舗等 前2号の空き店舗及び空き家に加え、本事業により改修を行う空き店舗に併用する住宅、事務所又は倉庫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が適切と認めた者については、この限りでない。

- (1) 法人の場合にあっては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正手続又は再生手続を行っているものでないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項各号、同条第4項から第11項まで及び同条第13項に規定する業務を業とする者でないこと及び臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条に規定する金融機関以外の資金の融通を業とする者でないこと。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この要綱により補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）に応じて別表第1各号に定める補助対象者に該当する者であること。

(補助事業の種類)

第4条 補助事業は、次に掲げるものとし、その内容等交付に必要な事項については、別表第1に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等リノベーション事業
- (2) テナントリノベーション事業

(3) 空き店舗等解体事業

(4) 商業施設等整備事業

(補助金の交付申請)

第5条 前条に規定する補助事業を実施する補助対象者は、あらかじめ補助金交付対象事業に係る補助金等交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に対する交付決定の可否を決定するものとし、交付決定した場合は、補助金等交付決定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた日から3月以内に事業に着手し、事業着手した日の属する年度の末日までに事業を完了しなければならない。ただし、特別な理由により予算措置を行ったものについては、この限りではない。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者が、交付決定を受けた事業内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金等変更交付申請書（様式第3号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査により、適当であると認めたときは、速やかに補助金の変更交付決定を行い、申請者に補助金等変更交付決定書（様式第4号）により通知するものとする。

3 規則第9条第1項に規定する軽微な変更については、その変更の内容が本事業において実質的に影響のない事項の変更で、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

(1) 交付決定額の増額変更を伴わないもので、かつ、変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が20パーセント以内のもの

(2) 変更後の補助事業の完了予定年月日が年度を超えないもの

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日から1月以内又は会計年度末（第7条ただし書に該当する場合は、当該事業の完了した会計年度末）のいずれか早い期日に、補助金等実績報告書（様式第5号）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認

めるときは補助金の額の確定を行い、補助金等確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払方法）

第11条 補助金の支払方法は、確定払とする。ただし、事業費が100万円以上の場合は、概算払ができるものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が別表第1に掲げる補助の条件に違反した場合は、補助金等の交付の決定の全部を取り消し、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない理由があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

（重複交付の禁止）

第13条 補助対象者又は補助事業者が第4条に規定する補助事業について、国、県又は市から第4条各号に掲げるいずれかの補助事業に相当する事業に対する補助金の交付を受けた場合は、この要綱に基づく当該年度の補助金は、交付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） 新たに実施する事業（以下「新事業」という。）が、当該補助事業の実施場所と異なる場合
- （2） 当該補助事業と新事業の実施場所が同一の場合においては、新事業の実施年度が、当該補助事業の実施年度と異なる場合。ただし、新事業を実施することにより次の出店が見込めると判断した場合に限る。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第19条第1項ただし書に規定する財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、補助事業者が処分により収入を得たときは、その収入の全部又は一部について、納付を求めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年3月31日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

（１） 空き店舗等リノベーション事業

補助内容	空き店舗等の所有者が自ら出店又は出店予定の事業者に賃貸するために当該空き店舗等のリノベーション工事を行う場合における経費に対する補助
補助対象工事等	中山間地域等内において、新たに別表第 2 に掲げる補助対象業種を営むために行う空き店舗等のリノベーション工事（建築士による設計等（耐震調査等、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省第 21 号）に基づく調査分析等を含む。）で当該工事に要する経費が 20 万円以上のもの。ただし、次に掲げるものは対象外とする。 （１） 所有者が中山間地域内で補助対象業種を営んでいる店舗を移転するもの （２） 移転等に対し、補償を受けるもの （３） 土地及び建物の購入費用 （４） 過剰と認める改装工事等 （５） 前各号に掲げるもののほか、補助対象工事等として適当でないと市長が認めたもの
補助対象経費	補助対象工事等に要する経費の金額から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。） （１） 広告看板等の設置費用（所有者が出店する場合を除く。） （２） 器具及び備品の購入費用。ただし、工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部（空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの）を除く。 （３） 工事用機械及び工具等の購入に関する費用 （４） 保険等から補填を受ける費用 （５） 前各号に掲げる費用のほか、補助対象経費として適当でないと市長が認めたもの
補助金額及び補助率	補助対象経費等の 2 分の 1 以内とし、限度額を 300 万円とする。ただし、補助金の額に 1 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
補助の条件	1 この要綱に定める補助金を活用して整備した店舗（以下「新店

- 舗」という。)は、出店後2年以上継続して営業すること。
- 2 新店舗は、別表第2に掲げる補助対象業種の営業の用に供されなければならないこと。
 - 3 リノベーション工事前の建物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認済証若しくは検査済証の交付を受けている又は建築工事届を提出していること。（該当する場合のみ）
 - 4 リノベーション工事の内容に応じて、建築基準法に規定する検査済証の交付を受ける又は建築工事届を提出すること。（該当する場合のみ）
 - 5 リノベーション工事する建物が、昭和56年5月31日以前に建てられた建物である場合は、新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築確認において適用される基準をいう。）を満たすよう努めること。
 - 6 新店舗の事業計画や収支計画の作成に当たっては、都城商工会議所若しくは各地区商工会又は金融機関等の支援を受けること。
 - 7 補助対象工事等は、建築士資格及び建築士の事務所登録を行っている者等による設計に基づき行うこと。
 - 8 補助対象工事等の発注は、市内に本社又は営業所等がある事業者が発注するよう努めること。
 - 9 補助対象工事等の発注を市外の事業者へ行う場合は、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者に対してなされなければならないこと。ただし、補助対象経費が160万円未満のもの及び建築士による設計等については、この限りでない。
 - 10 新店舗は、別表第3に掲げる業務の営業の用に供してはならないこと。
 - 11 新店舗で営業する者（以下「新店舗事業主」という。）は、新店舗において、1日4時間以上、かつ、1月当たり20日以上営業に努めること。
 - 12 新店舗事業主は、商工会議所、各地区商工会等の商工団体に加入するなど、出店する地域の活性化に努めること。
 - 13 店舗を賃貸する場合における新店舗事業主が、新店舗の工事完了後3月以内に、営業に向けた準備（出店に向けた店舗のリノベーションを含む。）に着手すること。

	14 新店舗事業主が新店舗の営業を開始した場合は、その日から 1 月以内に業種、営業時間などの状況が分かる書類及び写真等を市に提出すること。
補助金の交付申請に係る添付書類	1 建築対策課及び消防局協議事項確認書（様式第 7 号） 2 収支予算書（様式第 8 号） 3 市税の滞納のない証明書（市税の納税状況調査に同意する場合は、不要。） 4 仕様明細を含む見積書（2 者以上）の写し 5 補助対象経費が 160 万円以上の工事を市外の事業者へ発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類 6 工事工程表（様式第 9 号） 7 改修内容の分かる図面等（平面図、立面図、仕様書（換気計算を含む）、配置図、位置図等） 8 空き店舗等の現況写真（外観、内装） 9 リノベーション工事前の建物の検査済証又は建築工事届の写し（該当する場合のみ）及びその図面等（平面図、立面図） 10 リノベーション工事について建築確認の申請又は建築工事届の提出が必要な場合は、確認済証又は建築工事届の写し 11 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出すること。 （1）都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の改修 同補助金の交付決定書の写し （2）同補助金を活用しない建物の改修 ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類 12 身分証明書の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書） 13 空き店舗等の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し 14 所有者が出店する場合については、新店舗の事業計画書（様式第 10 号）。ただし、金融機関に創業計画書等を提出している場合は、創業計画書等の写し

	15 所有者が出店する場合については、商工団体の事業支援表明書（様式第 11 号） 16 店舗を賃貸する場合については、賃借人との賃貸借契約書の写し 17 店舗を賃貸する場合については、賃借人等が創業する新店舗の事業概要書（様式第 12 号）。ただし、金融機関に創業計画書等を提出している場合は、創業計画書等の写し 18 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
補助金の実績報告に係る添付書類	1 事業内容の内訳が分かる書類 2 収支決算書（様式第 13 号） 3 施工前及び施工後の写真 4 領収書の写し 5 リノベーション工事に係る事業請負契約書の写し 6 建築基準法に規定する検査済証の写し（該当する場合のみ） 7 営業許可書等の写し（許認可を必要とする業種のみ） 8 防火対象物使用開始届の写し（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 に掲げる防火対象物のみ） 9 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合は、次の書類を提出すること。 （１）分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し （２）除去等事業に関する関係法令の届出等の写し

(2) テナントリノベーション事業

補助内容	中山間地域等内に新たに出店を予定する者が、空き店舗等のリノベーション工事を行う場合における経費に対する補助
補助対象者	空き店舗等を賃借し、別表第2に掲げる補助対象業種を営もうとする者
補助対象工事等	空き店舗等を活用した店舗の出店に必要な工事（建築士による設計等（耐震調査等、石綿障害予防規則に基づく調査分析等を含む。））。ただし、次に掲げるものは対象外とする。 （1） 出店予定者が中山間地域内で補助対象業種を営んでいる店舗を移転する場合 （2） 移転等に対し、補償を受ける場合 （3） 過剰と認める改装工事等 （4） 前3号に掲げるもののほか、補助対象工事等として適当でないと市長が認めたもの
補助対象経費	補助対象工事等に要する経費の金額から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。） （1） 工事用機械及び工具等の購入に関する費用 （2） 器具及び備品の購入費用。ただし、工事と一体となって、建物の固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部（空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの）を除く。 （3） 保険等から補填を受ける費用 （4） 前3号に掲げる費用のほか、補助対象経費として適当でないと市長が認めたもの
補助金額及び補助率	補助対象経費等の2分の1以内とし、限度額を300万円とする。ただし、補助金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
補助の条件	1 新店舗は、出店後2年以上継続して営業すること。 2 新店舗は、別表第2に掲げる補助対象業種の営業の用に供されなければならないこと。 3 リノベーション工事前の建物が、建築基準法に規定する確認済証若しくは検査済証の交付を受けている又は建築工事届を提出してい

	ること。（該当する場合のみ） 4 リノベーション工事の内容に応じて、建築基準法に規定する検査済証の交付を受ける又は建築工事届を提出すること。（該当する場合のみ） 5 リノベーション工事を実施する建物が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた建物である場合は、新耐震基準を満たすよう努めること。 6 新店舗の事業計画や収支計画の作成に当たっては、都城商工会議所若しくは各地区商工会又は金融機関等の支援を受けること。 7 補助対象工事等は、建築士資格及び建築士の事務所登録を行っている者等による設計に基づき行うこと。 8 補助対象工事等の発注は、市内に本社又は営業所等がある事業者が発注するよう努めること。 9 補助対象工事等の発注を市外の事業者へ行う場合は、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者に対してなされなければならないこと。ただし、補助対象経費が 160 万円未満のもの及び建築士による設計等については、この限りでない。 10 新店舗は、別表第 3 に掲げる業務の営業の用に供してはならないこと。 11 新店舗事業主は、新店舗において 1 日 4 時間以上、かつ、1 月当たり 20 日以上営業に努めること。 12 新店舗事業主は、商工会議所、各地区商工会等の商工団体に加入するなど、出店する地域の活性化に努めること。
補助金の交付申請に係る添付書類	1 建築対策課及び消防局協議事項確認書（様式第 7 号） 2 収支予算書（様式第 8 号） 3 市税の滞納のない証明書（市税の納税状況調査に同意する場合は、不要。） 4 工事工程表（様式第 9 号） 5 仕様明細を含む見積書（2 者以上）の写し 6 補助対象経費が 160 万円以上の工事を市外の事業者へ発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類 7 事業計画書（様式第 10 号）。ただし、金融機関に創業計画書等

	を提出している場合は、創業計画書等の写し 8 改修内容の分かる図面等（平面図、立面図、仕様書（換気計算を含む）、配置図、位置図等） 9 空き店舗等の現況写真（外観、内装） 10 商工団体の事業支援表明書（様式第 11 号） 11 リノベーション工事前の建物の検査済証又は建築工事届の写し（該当する場合のみ）及びその図面等（平面図、立面図） 12 リノベーション工事について建築確認の申請又は建築工事届の提出が必要な場合は、確認済証又は建築工事届の写し 13 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出すること。 （１）都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の改修 同補助金の交付決定書の写し （２）同補助金を活用しない建物の改修 ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類 14 身分証明書の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書） 15 空き店舗等の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し 16 所有者との賃貸借契約書の写し 17 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
補助金の実績報告に係る添付書類	1 事業内容の内訳が分かる書類 2 収支決算書（様式第 13 号） 3 施工前及び施工後の写真 4 領収書の写し 5 リノベーション工事に係る事業請負契約書の写し 6 建築基準法に規定する検査済証の写し（該当する場合のみ） 7 営業許可書等の写し（許認可を必要とする業種のみ） 8 防火対象物使用開始届の写し（消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物のみ） 9 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合は、次の書類を提出すること。

	(1) 分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し (2) 除去等事業に関する関係法令の届出等の写し
--	---

(3) 空き店舗等解体事業

補助内容	中山間地域等内において、商業活動等が行われていない空き店舗等を解体し、解体後の敷地において新たに出店する場合における空き店舗等の解体に要する経費に対する補助
補助対象者	別表第2に掲げる補助対象業種を営業するために空き店舗等を解体する空き店舗等の所有者又は解体後の土地を賃借しようとする者
補助対象工事等	空き店舗等の場所に新たに出店するため、空き店舗等の全部を解体する工事（解体後の整地及び石綿障害予防規則に基づく調査分析等を含む。）。ただし、次に掲げるものは対象外とする。 (1) 出店予定者が、中山間地域内で補助対象業種を営んでいる店舗を移転する場合 (2) 移転等に対し、補償を受ける場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象工事等として適当でないと市長が認めたもの
補助対象経費	補助対象工事等に要する経費の金額から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。）。ただし、補助金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1) 土地及び建物の購入費用 (2) 工事用機械及び工具等の購入に関する費用 (3) 前2号に掲げる費用のほか、補助対象経費として適当でないと市長が認めるもの
補助金額及び補助率	補助対象経費等の3分の2以内とし、限度額を1,000万円とする。ただし、補助金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
補助の条件	1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）の対象となる場合は、同法に基づき解体工事に係る必要な調査、届出等を行うこと。 2 補助対象工事等の発注は、市内に本社又は営業所等がある事業者が発注するよう努めること。 3 補助対象工事等の発注を市外の事業者へ行う場合は、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者に対してなされなければならないこと。ただし、補助対象経費が160万円未満のもの及び建築士による設計等については、この限りでない。 4 解体後に整備される新店舗（以下「解体後新店舗」という。）

	は、別表第 2 に掲げる補助対象業種の用に供されなければならないこと。 5 解体後新店舗は、出店後 2 年以上継続して営業すること。 6 解体後新店舗は、1 日 4 時間以上、かつ、1 月当たり 20 日以上 の営業に努めること。 7 解体後新店舗の建築工事が、事業完了後 3 月以内に着手されること。 8 解体後新店舗で営業する者が解体後新店舗で営業を開始した場合は、その日から 1 月以内に業種、営業時間などの状況が分かる書類 及び写真等を市に提出すること。 9 解体後新店舗では、別表第 3 に掲げる業務を行ってはならないこと。 10 解体後新店舗で営業する者は、商工会議所、各地区商工会等の商 工団体に加入するなど、出店する地域の活性化に努めること。
補助金の交付申請に係る添付書類	1 収支予算書（様式第 8 号） 2 解体工事の仕様明細を含む見積書（2 者以上）の写し 3 市税の滞納のない証明書（市税の納税状況調査に同意する場合は、不要。） 4 補助対象経費が 160 万円以上の工事を市外の事業者へ発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類 5 解体及び新店舗建築に係る工事工程表（様式第 9 号） 6 解体工事着手前の空き店舗等の現況写真（外観、内装） 7 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出すること。 （1）都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の改修 同補助金の交付決定書の写し （2）同補助金を活用しない建物の改修 ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類 8 建設リサイクル法に基づく届出書類の写し（届出が必要な場合の

	み) 9 事業概要書（様式第 12 号） 10 身分証明書の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書） 11 空き店舗等の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し 12 所有者以外の者は、所有者が空き店舗等を解体することについて承諾したことを証する書類の写し 13 所有者以外の者は、土地の使用に係る賃貸借契約書の写し 14 新店舗の仕様明細を含む見積書 15 新店舗の図面等（平面図、立面図、仕様書、位置図等） 16 新店舗の事業計画書（様式第 10 号）。ただし、金融機関に創業計画書等を提出しているものについては、創業計画書等の写し 17 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
補助金の実績報告に係る添付書類	1 解体に係る事業内容の内訳が分かる書類 2 収支決算書（様式第 13 号） 3 施工前及び施工後の写真 4 領収書の写し 5 解体に係る事業請負契約書の写し 6 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合は、次の書類を提出すること。 （1）分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し （2）除去等事業に関する関係法令の届出等の写し 7 建設リサイクル法に基づくリサイクル処理完了報告書類の写し（同法に基づく届出を行った場合のみ） 8 廃棄物を適正に処理したことが分かる書類

(4) 商業施設等整備事業

補助内容	中山間地域等内において、地域の活性化に資すると認められる商業活動等のために、新たに施設整備を行う場合に係る整備費等に対する補助
補助対象者	中山間地域等内の土地の所有者又は中山間地域等内において、別表第2に掲げる補助対象業種を営もうとする者
補助対象工事等	中山間地域等内において、集客力の向上を図るために有効であると認められる商業施設（基礎工事に加え、電気、水道、ガスなどのインフラの整備を必要とする店舗の整備をいう。この場合において、コンテナ及びプレハブを利用した建築物も含むものとする。）を新たに整備する工事（当該整備に伴い必要な建築士による設計等を含む。）。ただし、次に掲げるものは対象外とする。 (1) 中山間地域等内の空き店舗等を活用して、複数の店舗を整備する工事（この場合は空き店舗等リノベーション事業、テナントリノベーション事業に該当） (2) 出店予定者が中山間地域内で補助対象業種を営んでいる店舗を移転する場合 (3) 移転等に対し、補償を受ける場合 (4) 過剰と認める改装工事等 (5) 前各号に掲げるもののほか、補助対象工事として適当でないと市長が認めたもの
補助対象経費	補助対象工事に要する経費の金額から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。） (1) 土地及び建物の購入費用（コンテナハウス、プレハブは除く。） (2) 器具及び備品の購入費用。ただし、工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部（空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの）を除く。 (3) 工事用機械及び工具等の購入に関する費用 (4) 前3号に掲げる費用のほか、補助対象経費として適当でないと市長が認めるもの

補助金額及び補助率	補助対象経費の2分の1以内とし、限度額を1坪当たり30万円、1店舗当たり300万円、1事業当たり1,800万円とする。ただし、補助金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
補助の条件	1 申請時に出店を計画している新店舗（賃借して出店する店舗も含む。以下同じ。）は、出店後2年以上継続して営業すること。 2 新店舗は、別表第2に掲げる補助対象業種の営業の用に供されなければならないこと。 3 新たに整備する内容に応じて、建築基準法に規定する検査済証の交付を受ける、又は建築工事届を提出すること。（該当する場合のみ） 4 申請時に出店を計画している者は、事業計画や収支計画の作成について、都城商工会議所、各地区商工会又は金融機関等の支援を受けること。 5 新たに整備する商業施設等の建設は、建築士資格及び建築士の事務所登録を行っている者等による設計に基づき行うこと。 6 補助対象工事等の発注は、市内に本社又は営業所等がある事業者が発注するよう努めること。 7 補助対象工事等の発注を市外の事業者へ行う場合は、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者に対してなされなければならないこと。ただし、補助対象経費が160万円未満のもの及び建築士による設計等については、この限りでない。 8 新店舗は、別表第3に掲げる業務の営業の用に供してはならないこと。 9 賃貸用店舗を整備する場合は、整備する全店舗数のうち半数以上の店舗について、整備後6月以内に創業を開始すること。（1人の事業主が複数の店舗を利用し、同一の業種を創業する場合は、店舗数は1つと数えるものとする。） 10 新店舗事業主は、新店舗において1日4時間以上、かつ、1月当たり20日以上営業に努めること。 11 新店舗事業主は、商工会議所、各地区商工会等の商工団体に加入するなど、出店する地域の活性化に努めること。
補助金の交付申請に係	1 建築対策課及び消防局協議事項確認書（様式第7号） 2 建築確認の申請又は建築工事届の提出が必要な場合は、確認済証

る添付書類	又は建築工事届の写し 3 収支予算書（様式第 8 号） 4 市税の滞納のない証明書（市税の納税状況調査に同意する場合は、不要。） 5 工事工程表（様式第 9 号） 6 新店舗の事業計画書（様式第 10 号）。ただし、金融機関に創業計画書等を提出しているものについては、創業計画書等の写し 7 商工団体の事業支援表明書（様式第 11 号） 8 施設及び店舗の仕様明細を含む見積書（各 2 者以上）の写し 9 施設及び店舗の図面等（平面図、立面図、仕様書、位置図等） 10 整備前の現況写真 11 補助対象経費が 160 万円以上の工事を市外の事業者へ発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類 12 身分証明書の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書） 13 土地の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し 14 所有者以外の者は、所有者が商業施設を整備することについて承諾したことを証する書類の写し 15 所有者以外の者は、土地の使用に係る賃貸借契約書の写し 16 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
補助金の実績報告申請に係る添付書類	1 新たに整備した施設及び店舗に係る事業内容が分かる書類（賃借人が整備した分を含む。） 2 新たに整備した施設及び店舗に係る収支決算書（様式第 13 号） 3 施工前及び施工後の写真（賃借人が整備した分を含む。） 4 新たに整備した施設及び店舗に係る領収書の写し 5 新たに整備した施設及び店舗に係る事業請負契約書の写し 6 建築基準法に規定する検査済証の写し（該当する場合のみ） 7 新店舗の営業許可書等の写し（許認可を必要とする業種のみ、賃借人が整備した分を含む。） 8 新店舗の防火対象物使用開始届の写し（消防法施工令別表第 1 に掲げる防火対象物のみ、賃借人が整備した分を含む。）

別表第2（別表第1関係）

補助対象業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表から抜粋）

大分類	中分類	小分類	細分類
I 卸売業・小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	（ただし、小分類番号570は対象外とする。）	
	58 飲食料品小売業	（ただし、小分類番号580は対象外とする。）	
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業	
		592 自転車小売業	
		593 機械器具小売業 （自動車，自転車を除く。）	
	60 その他の小売業	（ただし、小分類番号600は対象外とする。）	（ただし、細分類番号6051は対象外とする。）
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業	（ただし、小分類番号680は対象外とする。）	
	69 不動産賃貸業・管理業	（ただし、小分類番号690は対象外とする。）	
	70 物品賃貸業	（ただし、小分類番号700は対象外とする。）	
L 学術研究、専門・技術サービス	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	（ただし、小分類番号720は対象外とする。）	
	73 広告業	731 広告業	
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	741 獣医業	
		746 写真業	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	751 旅館，ホテル	
		752 簡易宿所	
		759 その他の宿泊業	7599 他に分類されない

			宿泊業のうちキャンプ場
	76 飲食店	761 食堂，レストラン (専門料理店を除く。)	
		762 専門料理店	
		763 そば・うどん店	
		764 すし店	
		767 喫茶店	
		769 その他の飲食店	
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	(ただし、小分類番号770は対象外とする。)	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業	
		782 理容業	
		783 美容業	
		785 その他の公衆浴場業	
		789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業	
		793 衣服裁縫修理業	
		799 他に分類されない生活関連サービス	7993 写真現像・焼付業 7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾	
		824 教養・技能教授業	
P 医療、福祉	83 医療業	(ただし、小分類番号830は対象外とする。)	
R サービス業（他に分類されない）	89 自動車整備業	891 自動車整備業	
	93 政治・経済・文化団体	939 他に分類されない非営利的団体	

もの)			
-----	--	--	--

別表第3（別表第1関係）

1	住宅、アパート、マンション等	
2	遊戯場	日本標準産業分類「N 生活関連サービス業、娯楽業」の小分類「806 遊戯場」に分類される娯楽業を行う施設
3	風俗施設	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条1項各号、同条第4項から第11項で及び同条第13項に規定する業務を行う施設
4	工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50㎡以下のものを除く。
5	駐車場	当該店舗等の商業活動が併用する場合を除く。